

平成十年大蔵省令第百二十二号

たばこ特別税に関する省令

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）を実施するため、たばこ特別税に関する省令を次のように定める。

たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
財務省組織規則（平成十三年財務省令第三百九十九号） 第十三条第 六号及び 第九号		たばこ税、たばこ特別税、 第九号	
税関職員的身分を示す証票等の書式に本則 に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第 六十四号）		第七十四 条の十三 務の承継等に伴い必要な財源の確保に係 る特別措置に関する法律（平成十年法律 第百三十七号）第十九条第二項において 準用する場合を含む。）	第七十四 条の十三 （一般会計における債 務の承継等に伴い必要な財源の確保に係 る特別措置に関する法律（平成十年法律 第百三十七号）第十九条第二項において 準用する場合を含む。）
国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵 省令第四十九号）	第二十条第 九項 の六の三 第四項	第九十条の六の三第四項並びに一般会計 の確保に係る特別措置に関する法律（平 成十年法律第百三十七号）第十九条第 二項	第九十条の六の三第四項並びに一般会計 の確保に係る特別措置に関する法律（平 成十年法律第百三十七号）第十九条第 二項
国税局課税部等の統括国税調査官等の第一 条第百一十一号 所掌に属する事務の範囲を定める省令（昭 和五十二年大蔵省令第三十二号）	第一号 の額	たばこ税、たばこ特別税 の額及びたばこ特別税の額の合 計額	たばこ税、たばこ特別税 の額及びたばこ特別税の額の合 計額

附 則

この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十二年八月二二日大蔵省令第六九号） 抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二四日財務省令第二三三三号） 抄

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年七月二日財務省令第六九号） 抄

1 この省令は、平成十五年七月七日から施行する。

附 則（平成二十六年一月二六日財務省令第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年一月十九日から施行する。

附 則（平成二十六年七月二日財務省令第五〇号） 抄

1 この省令は、平成十六年七月二日から施行する。ただし、目次の改正規定、第三百八十七条を削る改正規定、第三百八十六条を改め、同条を第三百八十七条とする改正規定、第三百八十五条を改め、同条を第三百八十六条とする改正規定、第三百八十四条を第三百八十五条とし、第三百八十三条を第三百八十四条とする改正規定、第三百八十二条を改め、同条を第三百八十三条とする改正規定、第三百八十一条の次に一条を加える改正規定、第三百八十八条を削り、第三百八十九条を第三百八十八条とし、同条の次に一条を加える改正規定、第四百六条、第四百十条、第四百十二条、第四百十三条、第四百六十六條の二、第四百六十七條、第四百七十條、第四百七十四條、第四百八十條、第四百八十一條、第四百八十四條から第四百八十六條まで、第四百八十九條、第四百九十條、第四百九十四條、第四百九十七條から第四百九十九條まで、第五百条の二、

第五百八条、第五百十六条から第五百十八条まで、第五百二十七条、第五百三十条及び第五百三十一條の改正規定、第五百三十九條の次に一条を加える改正規定、第五百四十條から第五百四十二條まで、第五百四六條、第五百四十七條、第五百五十五條、第五百五十六條、第五百六十條及び第五百六十八條の改正規定並びに附則第二項、第三項及び第四項の改正規定は、平成十六年七月十日から施行する。

附 則（平成二十二年一月二六日財務省令第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年二月二十一日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則

第五条及び第六条の規定は、平成二十二年二月二十二日から施行する。

附 則（平成二十三年六月三〇日財務省令第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年六月三〇日財務省令第四〇号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年二月二日財務省令第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二二日財務省令第三五号） 抄

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条（第十三条第二項）を「第十二条第二項」に改める部分を除く。）及び第五条の規定

平成二十五年一月一日

附 則（平成二十七年三月三二日財務省令第三九号） 抄

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三二日財務省令第三九号） 抄

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。